

# 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

期間：2024年1月～2024年12月

■区分1に分類される手術	実施件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	2
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

■区分2に分類される手術	実施件数
ア 靭帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

■区分3に分類される手術	実施件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

■区分4に分類される手術の件数	実施件数
腹腔鏡下及び胸腔鏡下	236

■その他の区分に分類される手術	実施件数
・人工関節置換術	0
・乳児外科施設基準対象手術	0
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
・冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
・経皮的冠動脈形成術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	0
2 不安定狭心症に対するもの	0
3 その他のもの	22
・経皮的冠動脈粥腫切除術	0
・経皮的冠動脈ステント留置術	
1 急性心筋梗塞に対するもの	1
2 不安定狭心症に対するもの	3
3 その他のもの	143